

淀川水系流域委員会 第1回環境・利用部会検討会（2003.7.8開催）結果概要

03.9.8 庶務作成

開催日時：2003年7月8日（火） 15：00～18：00

場 所：京都市リサーチパーク 2階 ルーム1、ルーム2-A、ルーム2-B

参加者数：委員17名、他部会委員1名

1 決定事項：特になし

2 審議の概要

本日の検討会の進め方

部会長より、本日の検討会の進め方や今後の審議の進め方等について説明が行われ、7/12の委員会で中間報告を行い、8/25の次回部会にてとりまとめ案の検討をめざすことが確認された。

説明資料（第2稿）の検討について

全体で、ゾーニングの考え方や河川環境の基本的な考え方について意見交換が行われた後、自然環境班、水質班、利用班に分かれて、資料2-1「説明資料(第1稿)および(第2稿)等の環境利用部会に関連する部分についての論点、意見等」をもとに意見交換が行われた。その後、再度全体で集まり、各班での意見交換の内容について報告が行われた。主な意見は「3 主な意見」を参照。

最後に、部会長より、次回部会までのとりまとめの進め方について、「今後も委員から意見を出して頂き、最終的な案のとりまとめは部会長と部会長代理に一任頂きたい」旨が確認された。

3 主な意見

<全体での意見交換>

6/17に開催された、「ゾーニングに関する検討会」の内容報告をもとに意見交換が行われた。

自然回復・保全のための地域指定（ゾーニング）の考え方について

- ・自然環境の保全・回復のためには、具体的な目標とスケジュールを含む保全・回復の計画と地域指定が重要と考えられる。地域指定の考え方としては、「回復のための地域指定」「保全のための地域指定」「利用制限のための地域指定」が挙げられ、それをもとに自然の保全・回復を図っていくべきと考えられる。地域指定のあり方については、地域の将来像も含めて今後検討していくべきであり、現時点では具体的に示せない。詳細については部会で検討を行い、それらを踏まえ、説明資料の中にそのためのステップを位置づけていただきたい。
- ・自然回復を目標とするとき、何をもって自然が回復されたとするのか、その目標設定についてのコンセンサスが必要だ。

河川環境の基本的な考え方について

- ・環境・利用に関して、今後 30 年を見とおした具体的な目標を掲げ、どのような手法・手段で、整備を進めていくかの具体的な内容を示した基本的な考え方（マスタープラン）を作成する必要がある。第 2 稿では、こういった点についての記述がなく、単に、当面実施する計画に重点が置かれ、今後淀川水系をどのような姿にしていくのか、どのような手法とスケジュールで、行おうとしているのかが見えてこない。
- ・具体的なマスタープランを策定するには、詳細な検討が必要であるが、流域委員会も河川管理者も早急には答えを出すのは難しい。今後の目標は、委員会のみならず、専門家、住民、自治体等を含めた議論を経て、設定すべきものと考えられる。そのための具体的なステップやプロセス（専門家、住民を交えた議論の場の立ち上げ、等）に関して説明資料に何らかの形で追加の説明が必要である。
- ・当面、説明資料の「3.河川整備の基本的な考え方」（第 2 稿はむしろ計画の「背景」の記述に終始している）の冒頭に「自然が自然をつくる、川が川をつくるという考え方を具体化するための方法が地域指定である」という旨を記述するよう要請したい。
- ・提言では「ダムは自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、原則として建設しないものとし、考え得るすべての実行可能な代替案の検討のもとで・・・」としている。幅広い代替案の実行可能性とダム建設のマイナスの影響について十分な検討をしていただき、安易に「生物の生息・生育環境の保全・再生のためにはダムの建設が必要である」ととられかねない様にしていただきたい。

水質について

- ・5.2.4「水質」に、琵琶湖の水質保全対策が書かれているが、もっとしっかりと書くべきではないか。

瀬戸内海環境保全基本計画を参考にすればよいのではないか。

その他

- ・流域委員会の提言を改訂して、その中で説明資料(第 2 稿)に対案する代替案を提言していく必要があるのではないか。また、提言には不十分な箇所もあるので、それを補う意味からも進化させた方がよい。
- ・河川管理者は「整備計画に記載されていない事業については実施しない」と明言しているので、説明資料に記述漏れがないかどうかを慎重にチェックしていかなければならない。

< 検討班での意見交換 >

(1) 自然環境班

- ・自然環境の保全・回復を図るには、対策をピンポイントで考えるのではなく、縦方向も視野に入れた連続性のある面的な広がりなどで全体として考えなければならない。

直轄部分だけではなく、支川も含めて面的な視点で生態系の保全を考えるべき。

- ・地下水、外来種対策など、説明資料（第 2 稿）では検討が不十分なものについては、今後も議論が必要だ。
- ・河川環境に関して「検討」となっている事項については、現在、委員にも河川管理者にもわかっていないことが多い。今後、どのように検討していくか、そのプロセスを委員会が

明確にすべき。

- ・ダムをつくるにあたって環境に与える影響の低減策やミチゲーションについて検討する必要がある。

特に既設ダムについては、環境への影響評価調査も実施すべきだ。

- ・景観については、昔の河川のような曲線的な部分も考慮すべき。ただし、治水面も考慮する必要がある。
- ・整備計画に地元の住民の意見を反映することは良いことだが、利益誘導の弊害が出る恐れもある。地元の委員会には、複数の利害関係者や専門家が参加する必要があるだろう。

地域の委員会には実施や中止を決定する権限を持たせるべきではないと思う。地域の委員会は諮問機関として位置付けて、流域委員会が実施や中止を判断するというシステムが必要だ。

- ・地域特性に応じて個別に保全・回復策を検討することが重要だ。

(2) 水質班

- ・水域水質は水量によって大きく左右される。河川環境維持用水量のあり方を含め、流域全体の水質・水位・水量・生態系の統合的な管理をする基本的な考え方とシステムの具体化について言及すべき。

水質の指標をどうするか、目標をどこにおくのかを地域ごとに考えるための委員会を結成する必要がある。

- ・琵琶湖から大阪湾への流出部に至る流域全体を視野に入れた流出量、汚濁物負荷量などへの対応の基本的な構想を立案すべき。
- ・湖沼・ダム・河川など地域ごとのきめ細かい水質改善技術、水質管理手法について幅広い検討をすべき。
- ・琵琶湖について、既に滋賀県でとり組まれている水質改善事業と併せ、河川管理者としての総合的な水質改善の取り組みを明確にすべき。

河川管理者の内部にも、環境の専門家を置く必要があるのではないか。

琵琶湖総合開発の総括をする必要があるのではないか。

- ・流域水質の十分なモニタリングによる有害有毒物質の管理・監視・通報システムの構築を検討する必要がある。

社会的に合意できるシステム作りも重要である。

(3) 利用班

水面利用について

- ・5.5.1「水面」の(1)1)水上オートバイの利用規制の項に「生物の生息・生育環境への影響を踏まえ、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討する」との表現が追加されているが、この文はナンセンスだ。生物の生息・生育環境への影響に配慮した水上オートバイの利用などありえない。配慮するなら、全て禁止となるはずだ。

→淀川部会で、一津屋地区での利用については、「取水口より下に位置しており、ある程度地元の合意を得ていて、時間制限を設け、騒音などについては地元と協議して運用している」等の説明を受けており、その際にうまくいっている例として受け取った。

→水面は基本的に自由使用であり、全面禁止は不可能だ。

水質に配慮した水面利用というように書かれているが、取水口より下ならよいというのは、利水上の問題だけでしかない。汽水域の自然も守られなければならない。

→5.5.1の(1)の総論的な部分で「秩序ある利用を実現」は利用優先のようなので削除し、「河川生態系の保全と回復を図るため、水面利用による環境影響評価の審査に基づいて検討し、実施する」等に修正してはどうか。

水上オートバイは、競艇場などで行うことにしてはどうか。

- ・提言では、水面利用の推進と禁止の両方を書いているが、第2稿では禁止しか書かれていない。推進すべきことと規制すべきことの両方を書くべき。
- ・滋賀県では利用の規制が条例で決まっている。水面利用に関し法整備が必要という意見もある。

河川敷利用について

- ・4.8「関連施策」の項で淀川河川公園基本計画の見直しということが書かれているが、これはどういうものなのか。

→河川公園基本計画は環境重視のもとで立てられており、生態系の残るところを自然地域として一切手をつけず、また別にグラウンド等の施設地区、そしてこの両者の緩衝帯として野草地区を設ける、としている。つまり、基本計画は環境を破壊しないように立てられたのに、実際には破壊されているのはなぜか、そこを見直すべき。

見直しの中身が重要だ。「学識経験者・地方自治体などからなる『淀川河川公園基本計画改訂委員会(仮称)』において検討」と書かれているが、それでできるのか。ここには、例えば環境NGOなどの住民が入っていないのではないか。

- ・4.5.2(1)に「グラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望」と表現が書き直されている。河川整備の方針が書かれている4章にこのような文言が入るのは後退ではないか。
- ・河川敷の利用は縮小していくということだが、恒久施設として申請し許可されたものを変えるのは難しいのではないか。

法的には、占用許可基準が1年または5年と決められているので、期限がくれば終了し、既得権等はなく、法的には問題ない。この部分には、従来の河川占用許可基準を環境面から再検討する、と入れてはどうか。

20年、30年のマスタープランを作成・提示すべき。方針が決まらないうちは権利のように思い、利用者もあきらめない。

- ・堤内地に遊水地を買い、そこを平時は野球場として使ってもらってはどうか。大阪の周辺は不可能でも上流地区でなら、ダムをつくる費用を考えるなら採算が取れるのではないか。
- ・今後高齢化が進むと、野球の需要も低下し、統廃合する学校も出てくる。人口が減ることを逆手にとってゆとりのある街づくりをすべき。

漁業について

- ・河川というのは時間とともに湾曲していくものだが、従前の河川整備は直線化する傾向にあり、その弊害として、魚類の遡上や流下、繁殖への障害となってきた。今後は川の横のたわみについてできるだけ考えてほしい。これは漁業にとって大事なことだが、漁業の項ではなく河川形状のところへ書いてもらいたい。

- ・ 漁業について項目が設けられたのは評価できる。
 - ・ 4.5.4「漁業」では琵琶湖について特に記載されていないが、河川と琵琶湖などの内水面では漁業の中身が違うので、こういった点も検討・考慮した内容にしてほしい。
- 舟運について
- ・ 琵琶湖の舟運は淀川よりも大きかったのが、現在かなり制限されているが、このことへの対処も整備計画に入れてほしい。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。最新の結果概要はホームページに掲載しております。